

会 員 表 彰 規 程

制定 平成 4 年 7 月 21 日

改正 平成 8 年 2 月 2 日
平成 13 年 10 月 18 日
平成 14 年 10 月 11 日
平成 17 年 12 月 9 日

東京地方税理士会
大 和 支 部

会員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、東京地方税理士会大和支部（以下「支部」という。）に所属する税理士会員（以下「会員」という。）のうち、支部の発展に貢献し、功労があった者、又は税理士として特に表彰するにたると認められる事実があった者を表彰することを目的とする。

(平14. 10. 11, 平17. 12. 9改正)

(表彰該当者)

第2条 表彰期（定期総会の開催日を含む事業年度の前事業年度開始の日から当該前事業年度終了の日までの期間とする。）において、次の各号の一に該当する会員を、幹事会の議を経て表彰する。

(平17. 12. 9改正)

- (1) 支部長の任期を全うし、退任した者
- (2) 通算10年以上役員として支部の発展に尽力した者
- (3) 税理士として職務を全うし支部の発展に寄与した者で、会員であった期間が20年に達した者
(平17. 12. 9改正)
- (4) 会員として特に表彰するにたると認められる事実があった者

(役員 の 定義)

第3条 前条第2号の役員とは、支部長、副支部長、幹事、監事及び委員長をいう。(平13. 10. 18改正)

2 顧問及び相談役は役員に準ずる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は支部長の名をもって表彰状又は感謝状を贈って行う。

2 前項の表彰状又は感謝状には、記念の金品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は支部規約による定期総会において行う。

(規程の解釈)

第6条 この規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て決定する。(平8. 2. 2改正)

(規程の改廃)

第7条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

(平8. 2. 2改正)

附 則 (平4. 7. 21)

1. 第2条第2号の年数の算定に当たり、支部規約附則第2項の規定により当支部の会員となった者（準会員を除く。）の当該年数の計算については、東京地方税理士会厚木支部の役員であった期間を通算する。
2. この規程は、支部規約施行の日から施行する。

附 則 (平8. 2. 2)

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平13. 10. 18)

1. この改正規定は、平成13年10月18日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. この改正規定の施行日において、委員長である者の当該年数については、改正規定の施行日以降の期間とする。

附 則 （平14. 10. 11）

この改正規定は、平成14年10月11日から施行する。

附 則 （平17. 12. 9）

1. 第2条第3号に定める、会員であった期間は、支部規約附則（平4. 7. 21）第2項の規定により当支部の会員となった者（準会員を除く。）については、東京地方税理士会厚木支部の会員であった期間を通算して算定する。
2. この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。